

(都市活力部)

【文化芸術センター施設整備事業について】

(一問目)

市議案第113号令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号のうち、文化芸術センター施設整備事業の債務負担行為補正について伺います。アクア文化ホールの特定天井の耐震化工事をはじめ、客席やトイレの改修も行われると伺っています。どのような改修工事が行われる予定なのか、教えて下さい。また、工事の実施予定期間を教えてください。

<答弁>

アクア文化ホールの改修内容でございますが、まず、ホール客席の天井が特定天井であり、地震の際に天井部材が落下する恐れがあることから、天井の耐震改修工事を行います。合わせて、施設開館後36年が経過し、老朽化が進んでいる客席の更新と手すりの設置、客席の床の貼り替えを行うほか、トイレの大半が和式であることから、洋式にリニューアル工事を行います。なお、客席については、ゆったりとお座りいただけるよう、座席幅を数センチ広げることを予定しており、これに伴い、座席数が、車いす席を除き、現在の490席から49席減の441席となる見込みでございます。

次に、工事の予定スケジュールでございますが、令和2年度中に契約を行い、工事期間は令和3年7月から令和4年3月末までを予定しております。

(二問目)

アクア文化ホールの年間利用者数はどれくらいなのでしょう。ホール休館中の施設利用者に対する周知や対応はどのようにされるのでしょうか。

<答弁>

アクア文化ホールの年間利用者数は、令和元年度は約9万人でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により利用が減少しており、令和2年度は、今年10月末までで約1万2千人でございます。

ホールの利用申込みは、利用月の12か月前から受付を開始することから、令和3年7月から令和4年3月末まで休館予定であることを周知し、利用申込みの受付を中止しております。利用者の方には、利用時期の変更やローズ文化ホールなど他施設の利用などによりご対応頂いております。

(三問目)

施設の建替えなどがあると、建設コスト等を勘案して利用料金が設定もしくは、再設定されています。今回、客席等を含めた改修が行われるということですが、施設再開後の利用料金については、どのようになるのでしょうか。施設の建替えや新設ではなく、施設の改修における費用については、その後の利用料金に反映させるルールや指針はあるのでしょうか。

<答弁>

今回の改修に関し、施設の再開後、直ちに利用料金を改定することは考えておりませんが、本市の『歳入確保に係る基本方針』において、公の施設の使用料については原則として4年ごとに見直しを検討することとされており、次回の見直し時期に合わせて検討してまいります。なお、使用料の算定等については、『公の施設の使用料に関する指針』が策定されており、維持補修費は算定に含める経費とするなど、考慮すべき要素が示されていますので、その指針に基づいて算定を行います。

(意見・要望)

公の施設の使用料に関する指針において、維持補修費は算定に含める経費とされているということで、今回の改修後の施設利用料の見直し時期には、今回の改修費用も加味されるということで理解しました。ホールの利用申込みは利用月の12か月前から受付を開始されるということですので、令和4年4月から再開予定の施設の利用申込については、令和3年4月から可能ということになるかと思えます。その周知については時期を見て、適宜、適切に幅広く行って頂き、混乱やトラブルが生じないように努めて頂きたいと要望しておきます。

【武道館ひびき整備事業について】

(一問目)

市議案第113号令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号のうち、武道館ひびき整備事業の債務負担行為補正について伺います。整備内容の詳細と、工事予定期間を教えてください。

<答弁>

武道館ひびき整備事業の主な工事内容といたしましては、柔道場・剣道場・小体育室への空調設置工事や特定天井の改修、照明LED化、トイレ改修工事などがございます。次に、工事期間につきましては、令和3年4月から令和4年2月までを予定しております。

(二問目)

武道館ひびきの年間利用者数はどれくらいなのでしょう。施設利用者に対する周知はどのようにされるのでしょうか。また、武道館が休館中の代替施設の案内などは考えておられるのでしょうか。

<答弁>

武道館ひびきの年間利用者数と致しましては、令和元年度は3月、1か月休館しておりましたので、11か月間の実績で申し上げますと、89304人でございます。

次に、工事に伴う休館のご案内につきましては、令和3年1月広報に掲載するとともに、

武道館ひびきへの案内掲示や体育施設予約システム、いわゆるオーパスシステムへ掲載し、周知してまいります。

最後に、武道館ひびきで使用して頂いています武道種目の代替施設の案内につきましては、オーパスシステムのトップ画面に掲載してまいります。具体的には、種目に応じて、市立体育館を代替できるよう、準備してまいります。

(意見・要望)

利用者の方々にはご不便やご都合はおかけするものの、空調の設置や特定天井の改修、トイレの改修など、必要な整備工事のための休館ということで、工事のスケジュールを可能な限り、利用団体や利用者の希望や要望にも応えたり、既存の教室事業を代替施設で実施するために、関係団体等と調整され、一定、ご理解を頂いていると伺っており、評価させていただきます。今後、工事に伴う休館の案内や代替施設の案内については、適宜、適切に、幅広く周知して頂きたいと思っております。また、貸館利用は、3か月前から予約申し込みができるということで、令和4年3月から再開予定の施設の利用予約申込については、令和3年11月末頃から受付を開始されると思っておりますので、その周知についても時期を見て、適宜、適切に幅広く行って頂き、混乱やトラブルが生じないように努めて頂きたいと要望しておきます。

(財務部)

【市立豊中病院のクラウドファンディングについて】

(一問目)

市議案第113号令和2年度豊中市一般会計補正予算第12号のうち、病院事業会計への繰出について伺います。その他財源として500万円を計上されていますが、内容と算出根拠を教えてください。

<答弁>

補正予算における繰出の内容は、9月4日から実施の病院支援のためのクラウドファンディングで寄附を受けている寄附金です。金額の根拠は、9月から11月末の3か月での寄附額が総額340万円余りとなっており、今後年末頃までに寄附受領の可能性のある総額として500万円としています。

(二問目)

現在、実施されているクラウドファンディングを活用した市立豊中病院の新型コロナウイルス対策の寄附ですが、実施期間が設定されていませんが、その理由をお聞かせ下さい。実施期間を設定した方が、寄附を募りやすいのではないかとと思いますが、見解を合わせてお聞かせ下さい。また、目標額に達した場合、実施されているクラウドファンディングは一旦終了されるのでしょうか。

<答弁>

病院が対策を実施しており、まだ終了していないため募集期間は定めていません。病院が対策を実施している間は寄附を募る趣旨であり、一定期間で締め切るものではないと考えています。目標額に達した場合でも、対策が実施されている間は寄附募集を継続することを考えていますが、具体的なやり方については、改めて検討します。

(意見・要望)

クラウドファンディングは、特定の事業や行為を実行するために、募集期間と目標額を設定して、インターネット上で寄附を募るというのが、一般的なイメージかと思いますが、現在、市立豊中病院が実施されている新型コロナ対策のクラウドファンディングは、ネット上で寄附を募るだけのクラウドファンディングと理解しました。募集期間を定めておられないことは理解しましたが、目標額に達した場合に、どのような運用をされるのか、ぜひ、検討しておいて頂きたいと要望しておきます。

「寄付」の考え方についても少し意見しておきます。寄附に依存したり、過度に期待した財政運営はしてはならないと思います。寄附は、あくまで臨時的歳入で、その一番の源は、寄附者の思いであるということをしかりと認識しておく必要があります。そのため、寄附者の思いに応える予算編成、施策展開をするということであれば、例えば、寄付分を予算減額し寄付分と合わせてこれまで通りの予算、ということでは、「より充実させてほしい」との思いで寄付してくださった方の思いに十分にこたえたことにはならないはずです。思いを持って寄附をされたものについては、当初予算に

上乘せする形で、施策の充実、拡大を図る予算計上をして頂きたいと思います。また、そもそも、必要な事業、施策については、寄附に期待や依存することなく、行政の責任で、しっかりと財源を確保し、予算計上して頂くことを改めて要望しておきます。

【地方創生臨時交付金について】

（一問目）

これまでの市の答弁では、国の1次と2次の補正予算の合計で約33億円の地方創生臨時交付金が豊中市に交付される見込みと伺っていました。今回の補正予算に組まれている地方創生臨時交付金の額と、今回の補正予算案が可決後の市の予算として既に計上された地方創生臨時交付金の総額を教えてください。

＜答弁＞

今回の補正予算上の交付金の額は、高齢者任意 PCR 検査助成事業に9475万円、医療関係機関慰労金交付事業に8278万8千円の合計1億7753万8千円です。

1次2次配分予定額は合計32億9600万円の交付決定を受けているところですが、実際の執行はこれからです。今回の補正予算案が可決された場合、既に市の予算として計上した総額は18億2500万円です。国に対しては、一旦一般財源で実施した事業を含み、配分予定額を超える金額で交付対象経費の申請を既に行っています。

（二問目）

地方創生臨時交付金の交付対象時期はいつまでなのでしょう。また、市の予算として計上されていない臨時交付金の交付決定分約14億7100万円については、どのような形で今後、予算計上される予定なのか、今後のスケジュールと予算計上の考え方を教えてください。

＜答弁＞

交付金の対象となる事業は今年度実施する事業です。国へは、現在までの交付限度額を上回る交付対象事業経費を申請済みで、交付金の交付を受けた場合、基本はこれまで行った事業に対して、年度末に向け、財源更生補正を実施する予定ですが、新たな緊急対応を行う場合は交付金を財源とする場合もあります。

（意見・要望）

交付金の交付を受けた場合、基本はこれまで行った事業に対して、財源更生補正を実施する予定とのことで、つまりは、財源更生補正をして、財政調整基金に積み立てていくということだと認識します。国からは、臨時交付金対象事業として、様々な事業案が示されてはいますが、既に今年度市としては財政調整基金を取り崩すなど一般財源で様々なコロナ対策事業を行ってきた訳ですし、今後の

状況によっては、一般財源で市独自の対策事業を実施する必要があるかも知れません。それらのことを重視すると、ご答弁にあったように、臨時交付金の交付決定を受けた財源については、なるべく財政調整基金に積立てるようにして頂き、今後の市独自の対策事業に柔軟に充当できるようにして頂きたいと要望しておきます。

(消防局)

【消防通信指令事務協議会の設置について】

(一問目)

市議案第135号豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について伺います。現在、池田市と通信指令事務を相互応援協定で行ってきましたが、協議会を設置することで何か違い、メリット、デメリットはあるのでしょうか。

<答弁>

指令業務を進める上では、いずれの方式でも問題はないものと考えておりますが、協議会方式は規約に基づき管理執行を行う組織が構築されますことから、責任の所在と意思決定のプロセスが現在の相互応援協定より明確になると考えております。

(二問目)

協議会設置に向けては、茨木市、高槻市、島本町も検討に参加されていたようですが、将来的に、それらの自治体が協議会に入られたり、それ以外の近隣自治体が入られたりすることは想定されているのでしょうか。また、豊中市消防局として、消防指令事務の共同管理のエリア規模はどのくらいが適切だと考えておられるのでしょうか。可能な限り多くの自治体と共同管理出来ることが望ましいと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

大阪府北部ブロックの他の消防本部につきましては、今後も指令システムの更新時期に合わせ、共同運用の可能性について検討を行うことは想定されます。また、消防指令業務共同運用の規模につきましては、共同化による人的及び財政面のメリットと、市民へのきめ細やかなサービスの提供を両立させる観点から、大阪府北部ブロックで検討を進めていく方向が望ましいと考えております。

(意見・要望)

実際の共同運用までは、まだ少し時間がありますので、システムも、人員もスムーズに移行でき、市民の方々へのよりきめ細やかなサービス提供を実現できるようしかりと準備して頂きたいと要望しておきます。